

日本 GAP 協会 検査機関の推奨に関する細則

(目的)

第1条 一般財団法人日本 GAP 協会（以下、協会）は、定款第5条で定めた事業「JGAP 導入支援事業」として、『JGAP 農場用 管理点と適合基準』で求める「残留農薬検査を行う検査機関」の推奨のための細則をここに定める。

(推奨の対象)

第2条 協会は、適切な精度管理の下で各種検査・分析を行っている協会の正会員（以下、検査機関）に対し推奨を行う。

(推奨する対象の決定)

第3条 検査機関は、協会に推奨を申請する。
2 事務局長は、申請内容を審査し代表理事に推薦する。
3 代表理事が決定し、検査機関と推奨に関する契約を締結する。

(審査の内容)

第4条 検査機関の推奨のための審査は、別紙「残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドライン」へ適合しているかの確認をもって行う。または、食品衛生法に基づく登録検査機関あるいは ISO17025 認定機関に対して行う。
2 「残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドライン」の改訂は、技術委員会が審議し、代表理事が決定する。

(推奨する内容)

第5条 協会は、次に掲げる検査・分析について推奨を行う。

(1) 残留農薬検査

(推奨機関の権利と義務)

第6条 本細則にもとづき協会が推奨した検査機関は、代表理事の許可を得て「日本 GAP 協会推奨」の文言を表示することができる。
2 「日本 GAP 協会推奨」の文言は、第5条に関する検査のチラシ、パンフレット、ホームページ等の販促資材に表示することができる。
3 推奨の有効期限は1年間とし、推奨の継続を希望する場合は、更新審査を受ける。
4 推奨の表示方法やそれに付随する説明が不適切な場合、協会は検査機関に対して是正を求める。従わない場合は、表示の許可を取り消す。

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

(推奨のための審査及び登録にかかる経費)

第7条 推奨のための審査及び登録料金として推奨案件1件あたり100,000円(初回・更新共通、消費税別)を協会は検査機関に請求する。

2 交通費や資料収集など推奨の審査にかかる経費が別途必要な場合、その実費を協会は検査機関に請求する。

(その他)

第8条 本細則に定めていないことは、第3条の契約で個別に定めるほか、協会と検査機関の間で別途協議する。

本細則は2011年4月1日より有効となる。

改定日

第1改定日：2014年9月4日

第2改定日：2016年6月27日

一般財団法人 日本GAP協会
東京都千代田区紀尾井町3-29
日本農業研究所ビル4階

----- 一般財団法人 日本GAP協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4階
TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113